

波佐見町法定外公共物の払下価格算定基準

(目的)

第1条 この基準は、法定外公共物の払い下げにかかる事務処理要領に定めるもののほか、法定外公共物の払い下げにかかる価格の算定基準について定め、払い下げ価格の適正な設定を期し、かつ、統一的な運用を図ることを目的とする。

(払下価格の算出)

第2条 払下価格は、隣接地及び周辺の固定資産評価額を元に算出する。払下申請地と利用目的を同じくする隣接地及び周辺（以下、比準地という。）の固定資産評価額を0.7で除することにより算出された実勢価格を払下価格とする。

2 ただし、現地の状況を鑑み、下記のとおり固定資産評価額の調整を行うことができる。

- (1) 払下申請地の状況に応じて、波佐見町固定資産評価事務処理要領に基づく再評価を行う。
- (2) 払下申請地と比準地において、周囲の状況が異なる場合、別表1のとおり修正率を乗じる。
- (3) 払下申請地は1筆だが箇所ごとに利用目的が異なる場合、利用目的の割合に応じて算出する。

(評価の区分)

第3条 前条にかかる払下申請地の利用目的は、原則として次に掲げる区分によるものとする。

- (1) 宅地
- (2) 雑種地
- (3) 農地等（田、畑）
- (4) 山林等（山林、原野及び牧場）
- (5) その他

(鑑定士による評価)

第4条 第2条の方法によることが適当でない場合は、不動産鑑定等、別の方法により算出した価格を払い下げ価格とする。ただし、不動産鑑定等にかかる費用については、払い下げを受けようとする者の負担とする。

(その他)

第5条 この基準で定めもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

別表1 （第2条関係）

払下申請地及び周辺の状況	修正率
砂利敷き、または同等のもの	40%
山林比準が適当と思われるもの	10%
農地比準が適当と思われるもの	8%